

旭川市水道局建設工事請負契約等に係る事前公表の試行要領

(目的)

第1条 旭川市水道局が発注する建設工事並びに測量，工事に係る調査及び設計業務の入札・契約に関する情報を試行的に公表し，透明性・競争性を高めるとともに，より公正な手続きを進めるため必要な事項を定めるものである。

(公表対象)

第2条 旭川市水道局が競争入札により発注する130万円を超える建設工事並びに50万円を超える測量，工事に係る調査及び設計業務の設計金額を対象とする。

ただし，旭川市水道事業管理者が認めた場合は，この限りでない。

(公表の方法)

第3条 公表の方法は，一般競争入札によるものは，公告に設計金額を掲載して行うものとし，指名競争入札によるものは，指名通知に掲載して行うものとする。

(入札執行条件)

第4条 事前公表を実施した入札については，旭川市水道局契約規程に定めるもののほか，次の事項を執行条件とする。

(1) 設計金額を超える金額の入札は，失格とする。

(2) 入札回数は1回とし，落札者がいない場合は入札を中止し不調とする。

附 則

この要領は，平成14年8月1日から施行する。

附 則

この要領は，平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は，平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要領は，平成21年7月8日から施行する。

附 則

この要領は，平成26年4月1日から施行する。